

長崎県公立大学法人教職員表彰規程

〔平成17年4月1日〕
規 程 第 6 号

改正 平成26年3月24日規程第11号

改正 令和7年12月2日規程第37号

（目的）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人教職員就業規則（平成17年規則第5号）第45条第2項の規程に基づき、教職員の表彰に関する事項について定めることを目的とする。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（表彰事由）

第2条 表彰は、教職員が次の各号の一に該当した場合に行う。

- (1) 職務上特に顕著な功績があった場合
- (2) 法人の名誉を高める行為を行った場合
- (3) その他特に他の教職員の模範として推奨すべき功績があった場合

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（表彰の決定）

第3条 表彰の決定は、理事長が行う。ただし、教員が前条第1号に該当した場合は、教育研究評議会の意見を聞いて、学長が行う。

一部改正〔平成26年規程第11号〕

（表彰状の授与）

第4条 表彰は、理事長又は学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて、副賞を贈呈することができる。

一部改正〔平成26年規程第11号〕

（補則）

第5条 この規程のほか、教職員の表彰に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規程第11号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月2日規程第37号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。